

徳島県告示第四百十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年八月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

板野郡松茂町住吉字住吉開拓八三十一 藍原 栄作

同 長原二六一 八田 雅義

2 加入区

長原加入区

3 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

長原漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年八月五日から同月十九日まで

2 縦覧場所

板野郡松茂町豊岡字芦田鶴一一三番地

長原漁業協同組合